

# 市長交際費取扱基準

平成 18 年 4 月 3 日決裁

## 1 趣旨

この基準は、市長交際費の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 支出の目的

市長交際費は、事務事業の執行のために開催される意見交換会等を始め、市長の対外交流に係る経費に対して支出することができるものとする。

## 3 支出区分及び支出基準等

市長交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限に努めるものとし、関係法令及び次の「支出基準表」に従い執行するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

### 支出基準表

支出区分	支出内容	支出基準
会費	団体の年会費、及び会議、意見交換会、祝賀会等への出席に係る支出	会費に定められた額
供花・供物	葬儀及び法要における供花・供物に係る支出	供花・供物購入に要する額
お見舞い	病気、事故等へのお見舞い品購入に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内で相当とする額
その他	上記以外のもので支出の目的に照らし合わせて特に市長が必要と認める支出	社会通念上妥当と認められる範囲内で相当とする額

## 4 適用

この基準は、平成 18 年度分の市長交際費から適用する。